

東金市建設工事等請負業者指名停止措置要領【新旧対照表】

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">東金市建設工事等請負業者指名停止措置要領</p> <p>(指名停止)</p> <p>第2条 1、2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項の規定により指名停止の対象となる有資格者又は指名停止を受けた有資格業者（以下本項において「行為者」という。）が指名停止等の対象となる行為の後、会社分割により、他の有資格業者（以下本項において「承継者」という。）へ建設業等に係る営業の承継があった場合で、かつ行為者と承継者が子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。）の関係にある場合には、同じ措置要件により承継者に対しても指名停止を行うものとする。</p> <p>(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)</p> <p>第3条 市長は、前条第1項又は第3項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、情状に応じて別表各号の定めるところにより期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。</p> <p>2 市長は、前条第1項又は第3項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲</p>	<p style="text-align: center;">東金市建設工事等請負業者指名停止措置要領</p> <p>(指名停止)</p> <p>第2条 1、2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)</p> <p>第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、情状に応じて別表各号の定めるところにより期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。</p> <p>2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に</p>

内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項若しくは第3項又は前各項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 1～3 (略)

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月)まで延長することができる。

5～7 (略)

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項又は第3項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合(第4条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1)～(5) (略)

(指名停止の通知)

第7条 市長は、第2条第1項若しくは第3項又は第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは

応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前各項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 1～3 (略)

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が24か月を超える場合は24か月)まで延長することができる。

5～7 (略)

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合(第4条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1)～(5) (略)

(指名停止の通知)

第7条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資

、当該有資格業者に対し遅滞なく別記様式により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 省略

(指名停止の公表)

第 1 1 条 市長は、第 2 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 3 条各項の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該有資格業者名等を公表するものとする。なお、公表の方法等は別に定める。

格業者に対し遅滞なく別記様式により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 省略

(指名停止の公表)

第 1 1 条 市長は、第 2 条第 1 項若しくは第 3 条各項の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該有資格業者名等を公表するものとする。なお、公表の方法等は別に定める。